

平成26年10月1日から 準防火地域の指定区域を拡大しました

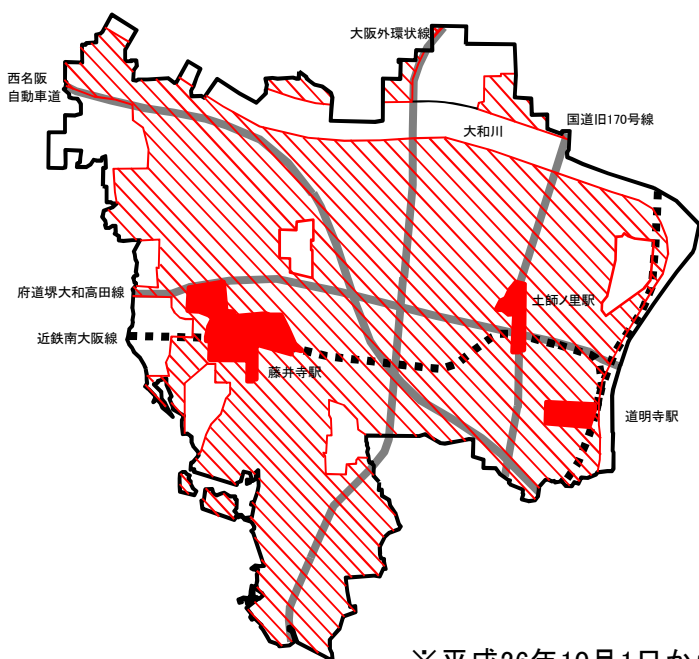
◆はじめに

藤井寺市ではこれまで、近隣商業地域を準防火地域に指定していましたが、平成26年10月1日から、建ぺい率60%以上の市街化区域について、準防火地域の指定区域を拡大しました。

この取組は、近い将来、高い確率で発生が予想される大規模地震に備え、個々の建物の耐火性能を向上させ、一体的に延焼の危険を予防し、燃え広がりにくいまちづくりをより一層推進するものです。

なお、指定区域では、新築や増改築を行う場合、建築物の構造に一定の基準を設けています。

◆準防火地域指定区域図



用途地域	建ぺい率	H26.9.30まで	H26.10.1から
第一種低層住居専用地域	50%	法22条	法22条 準防火地域
第一種低層住居専用地域	60%		
第一種中高層住居専用地域	60%		
第二種中高層住居専用地域	60%		
第一種住居地域	60%		
第二種住居地域	60%		
準住居地域	60%		
準工業地域	60%		
近隣商業地域	80%		

凡 例	
	H26. 9. 30までの準防火地域
	準防火地域の指定拡大区域

※平成26年10月1日からの準防火地域はベタ塗り部分と斜線部分の両方です。

◆建築確認申請について

準防火地域内では、床面積が10㎡以内の小規模な新築、増築、改築および移転についても、建築確認を受ける必要があります。

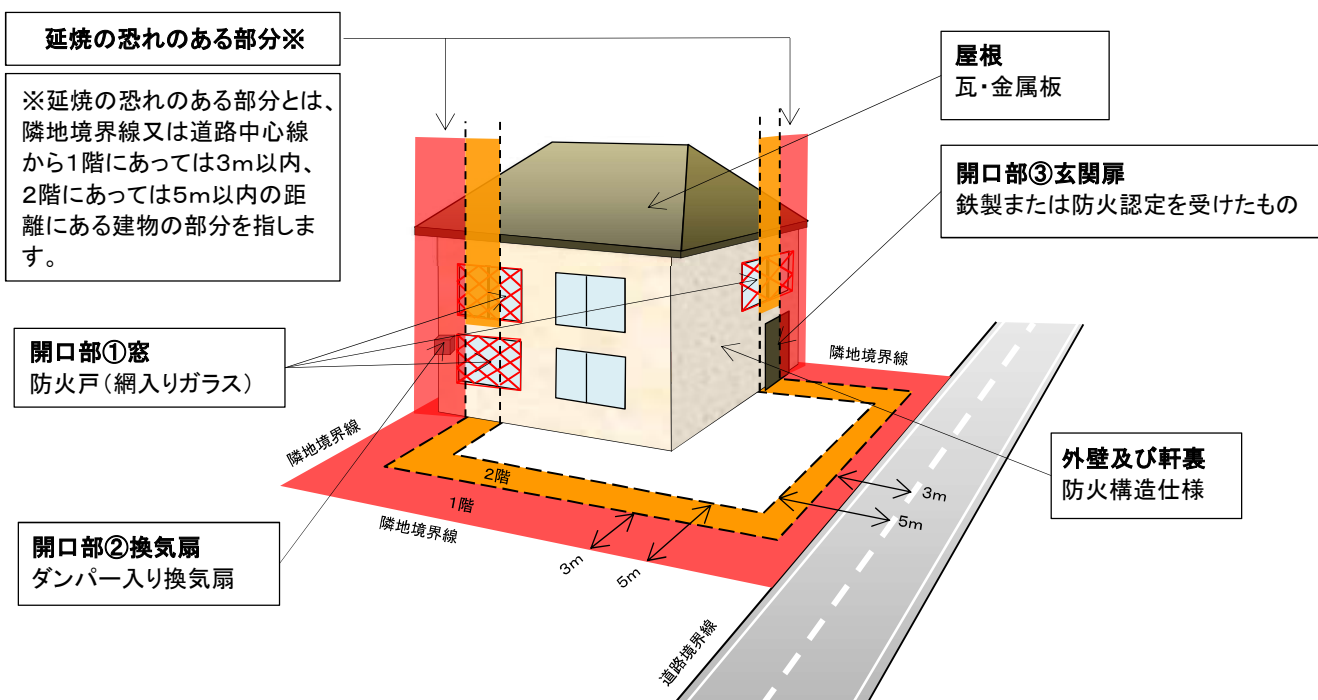
また、準防火地域内では**消防同意が必要**となるため、建築確認申請の経由に約10日～14日(閉庁日を除く)の期間を要しますので、申請時にはご注意ください。

◆(参考)準防火地域内における建築制限の内容表

延床面積 階数(地階除く)	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
4階以上	耐火建築物		
3階	耐火建築物 準耐火建築物 一定の防火基準を満たす建築物	耐火建築物 準耐火建築物	
2階以下	木造建築物は外壁・軒裏 を防火構造とする		

◆木造2階建ての住宅における防火措置の例

住宅を新築、増改築する際には、下記のような防火措置を取る必要があります。
 こちらはあくまで参考図ですので、物件によって防火措置の内容が違います。
 ご不明な点等ございましたら、大阪府建築指導室審査指導課の窓口またはお電話にて個別にご相談ください。



この資料に関する詳しい内容のお問合せはこちらまで

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市 都市整備部 都市計画課
 (代表)TEL 072-939-1111

平成28年4月1日現在